

プロジェクト リース

項目 少額リースに関する簡便的な取扱い

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）また、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、質問 10（少額リースに関する簡便的な取扱いについての質問）に関連して、本適用指針案第 20 項(2)①の簡便的な取扱い（以下「300 万円基準」という。）及び本適用指針案第 20 項(2)②の簡便的な取扱い（以下「IFRS 第 16 号と同様の取扱い」という。）について検討を行うことを目的とする。

II. 本資料での検討対象

3. 第 511 回企業会計基準委員会（2023 年 10 月 5 日開催）及び第 134 回リース会計専門委員会（2023 年 10 月 3 日開催）では、少額リースに関する簡便的な取扱いについて個別審議事項としたコメントの対応案に関する検討を行った。
 - (1) 300 万円基準に関する金額の閾値
(事務局提案) 本公開草案の提案を変更しない。
 - (2) 300 万円基準に関して解約不能期間に基づき判定を行うべきとの意見
(事務局提案) 本公開草案の提案を変更しない（借手のリース期間で判定を行う）。
 - (3) IFRS 第 16 号と同様の取扱いについて米ドルで閾値を設定している点
(事務局提案) 適用指針本文において「原資産の価値が一定金額以下のリース」と定め、適用指針の結論の背景で当該定めが IFRS 第 16 号における原資産が少額であるリースの取扱いとの整合性を図ったものであることを記載する。
 - (4) 現在の経済環境等に則した適切な金額設定することを妨げない点
(事務局提案) 本項(3)の対応を行うことで併せて対応できる。

(5) IFRS 第 16 号と同様の取扱いについて原資産の価値が新品時に限るべきではないとの意見

(事務局提案) 本公開草案の提案を変更しない。

(6) IFRS 第 16 号と同様の取扱いを IFRS 任意適用企業に限る点

(事務局提案) 本公開草案の提案を変更しない。

4. 審議の結果、前項(1)、(3)、(4)及び(6)の事務局提案に同意する意見をいただいた。一方、以下の点については検討を行うべきとの意見が聞かれた。

(1) 300 万円基準についても金額の閾値を適用指針の本文に記載する必要はない。また、IFRS 第 16 号と同様の取扱いの適用指針の本文の記載について「原資産の価値が一定金額以下のリース」との表現よりも、「原資産の新品時に少額であるリース」や「新品時に個々に少額であるリース」等、少額のイメージが分かる記載にする方が良い。

(2) 300 万円基準に関して解約不能期間に基づき判定を行う点（本資料第 3 項(2)）について、重要性がないリースに対する簡便的な取扱いであることを踏まえると実務コストの観点からは延長オプションまで含めて判断する必要性があるかは疑問がある。

5. 前項のほか、300 万円基準の判定において契約結合後のリースで判断するのか否かについては次のとおり賛否両論があった。

(1) 契約結合後のリースで判断する取扱いとする案に賛成する意見

- ① 実態に即した会計処理が行われない可能性があるため弊害が大きい。
- ② 短期リースを繰り返し契約するという懸念への対応という観点からも、契約結合前で判断することを認めることは難しいのではないか。
- ③ 原則的な方法である使用权資産とリース負債を計上する方法の例外的な定めであることから、少額リースに該当するか否かの判定の段階において簡便的に判定を行うことは望ましくない。

(2) 契約結合前で判断することを妨げない旨を本適用指針案の結論の背景に追記する案に賛成する意見

- ① 300 万円基準を契約の結合前で判断することによる特段の弊害がないのであれば、簡便的な取扱い定める目的が現行の企業会計基準適用指針第 16 号における取扱いを踏襲し事務コストを軽減することにあることを踏まえ、より簡便的な方法とすべきである。

- ② 重要性がない少額のリースについての取扱いであることや簡素で利便性が高いという基準の方向性を踏まえると、適用上のコストを踏まえた方法とすべきである。
6. また、第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）及び第 141 回リース会計専門委員会（2024 年 1 月 18 日開催）の審議において、300 万円基準の判定においては現行の企業会計基準適用指針第 16 号を踏襲し、契約対価から維持管理費用相当額の合理的見積額を除くことができる取扱いを追加的に定める方向で検討を進めることに異論が聞かれなかった。

Ⅲ. 本資料での検討事項

7. 本資料第 4 項から第 6 項の聞かれた意見を踏まえ、本資料では、次の 4 つの点について検討を行うこととする。
- (1) 300 万円基準の適用単位（本資料第 5 項の論点）
 - (2) 300 万円基準の判定におけるリース期間（本資料第 4 項(2)の論点）
 - (3) 本適用指針案第 20 項及び関連する結論の背景の文案の見直し（本資料第 4 項(1)の論点）
 - (4) 維持管理費用相当額の合理的見積額の控除の文案（本資料第 6 項の論点）

Ⅳ. 対応案の検討

(300 万円基準の適用単位)

前回の審議の概要

8. 300 万円基準の適用単位が複数の契約の結合後のリース契約であるか明らかにすべきとのコメントについて、次の 2 つの案についてご意見をお伺いした。
- (案 1) 契約結合後のリースで判断する取扱いとする。
- (案 2) 300 万円基準は、契約結合前で判断することを妨げない旨を、例えば、本適用指針案 BC35 項の後に追記する。
9. 本資料第 5 項(1)及び(2)に記載のとおり賛否両論があった。

対応案

10. 以下の点を踏まえ、300万円基準の判定においては契約の結合を求めないこととし、その旨を結論の背景に記載することにはどうか。
 - (1) 300万円基準は、本会計基準案等の建付けと大きく異なる限りにおいて現行の企業会計基準適用指針第16号を踏襲したものである。
 - (2) 契約の結合（本会計基準案BC20項）をしたとしても、リースの会計処理単位は独立のリース（本適用指針案第14項）に該当するかどうかで判断することになると考えられる。契約単位で判定する300万円基準を適用する場面において同第14項の2つの要件を満たすようなリースは多くないと考えられる。
 - (3) 本項(2)の状況を踏まえると、多数あるリースについて契約の結合を求めることの適用上のコストはベネフィットよりも高いと考えられる。
11. 仮に前項の事務局提案とする場合の文案については、本資料第22項のBC35-2項に記載している。

(300万円基準の判定におけるリース期間)

前回の審議の概要

12. 300万円基準について、解約不能期間に基づき閾値を定める点について、借手のリース期間について延長オプション等を考慮して借手のリース期間を見積るのは煩雑さを伴う可能性があるが、使用権資産及びリース負債を計上する際には借手のリース期間に延長又は解約オプションの対象期間を含めることを求めているため、重要性の基準値においても延長・解約オプションの対象期間を含めないと首尾一貫性に欠けることになることと考えられるとして、公開草案の提案を変更しないことを提案した。
13. 事務局提案に対して賛成する意見も聞かれた一方、重要性がないリースに対する簡便的な取扱いであることを踏まえると実務コストの観点からは延長オプションまで含めて判断する必要があるかは疑問があるとの意見も聞かれた。

対応案

14. 前項の意見を踏まえ、借手のリース期間で判断することを基礎として、次の2つの案について検討を行う。
 - (案1) 借手のリース期間で判定する（前回と同じ案）。
 - (案2) 原則として借手のリース期間で判定するが、契約期間で判定することも認める。
15. (案1)は使用権資産及びリース負債の計上額との首尾一貫性を重視した案である。これに対して、(案2)は使用権資産及びリース負債の計上額との首尾一貫性を重視しつつ、300万円基準が重要性のないリースに対する簡便的な取扱いであることに鑑み、適用上の

コストを踏まえた案である。聞かれた意見に対する懸念が延長・解約オプション期間の見積りに関する複雑さを回避するという点で契約期間を用いることが最も簡便的であると考えられる。

16. (案1) は会計基準内の取扱いの整合性の観点では優れているが、少額リースの判定については多数あるリースの判定に用いられること及び 300 万円基準が重要性のないリースに対する簡便的な取扱いを定めていることを踏まえると、(案2) とすることが考えられるがどうか。
17. 仮に前項の事務局提案とする場合の文案については、本資料第 22 項の第 20-2 項に記載している。

(本適用指針案第 20 項及び関連する結論の背景の文案の見直し)

前回の審議の概要

18. 適用指針本文において「原資産の価値が一定金額以下のリース」と定め、適用指針の結論の背景で当該定めが IFRS 第 16 号における原資産が少額であるリースの取扱いとの整合性を図ったものであることを記載する事務局提案の方向性については同意する意見であったが、本資料第 4 項(1)に記載のとおり次の点について追加の検討が必要との意見が聞かれた。
 - (1) IFRS 第 16 号と同様の取扱いに関する適用指針の本文の記載について少額のイメージが分かる表現(例: 原資産の新品時に少額であるリース、新品時に個々に少額であるリース) とすべきである。
 - (2) IFRS 第 16 号と同様の取扱いについて金額の閾値を結論の背景に記載するのであれば、300 万円基準の金額の閾値も結論の背景に記載することを検討すべきである。

対応案

19. 前項の意見を踏まえ、次のとおり本適用指針案を修正することが考えられるがどうか。
 - (1) 前項(2)の意見を踏まえ、300 万円基準の取扱いについても「リース契約 1 件当たりの金額に重要性が乏しいリース」と記載し、金額の閾値については結論の背景に記載している(本適用指針案第 20 項(2)①の修正案)。
 - (2) 前項(1)の意見を踏まえ、IFRS 第 16 号と同様の取扱いについては、「新品時の原資産の価値が少額であるリース」と記載している(本適用指針案第 20 項(2)②の修正案)。この記載は 300 万円基準における「重要性に乏しいリース」と書き分けることも意図している。

(3) 結論の背景において金額の閾値について記載を追加している (BC35-2 項及び BC35-3 項)。

20. 仮に前項の事務局提案とする場合の文案については、本資料第 22 項に記載のとおりである。

(維持管理費用相当額の合理的見積額の控除の文案の検討)

21. 本資料第 6 項に記載のとおり、300 万円基準の判定においては現行の企業会計基準適用指針第 16 号を踏襲し、契約対価から維持管理費用相当額の合理的見積額を除くことができる取扱いを追加的に定めることとした。

22. 具体的な文案については、次のとおりである。なお、本適用指針案第 20 項の柱書の修正については、第 511 回企業会計基準委員会及び第 134 回リース会計専門委員会で検討したコメント 10-3) の対応案を反映したものである。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

本資料第 10 項、第 16 項及び第 19 項の対応案並びに第 22 項の修正案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙 本公開草案の抜粋**【本会計基準案】**

17. 「借手のリース料」とは、借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払であり、次のもので構成される。
- (1) 借手の固定リース料
 - (2) 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料
 - (3) 残価保証に係る借手による支払見込額
 - (4) 借手が行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価格
 - (5) リースの解約に対する違約金の借手による支払額（借手のリース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合）
- 借手のリース料には、契約におけるリースを構成しない部分に配分する対価は含まれない。ただし、借手がリースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けず、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分として会計処理を行う場合を除く。
31. 借手は、リース開始日に、第 32 項に従い算定された額によりリース負債を計上する。また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料及び付随費用を加算した額により使用権資産を計上する。
- BC20. 複数の契約は、区分して会計処理を行うか単一の契約として会計処理を行うかにより結果が異なる場合がある。そのため、それぞれのリースにおける収益及び費用の金額及び時期を適切に計上するため、複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理することが必要となる場合がある。このような場合として、例えば、同一の相手方と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約について、価格に相互依存関係が存在する場合や単一の商業上の目的で締結されている場合等が考えられる。

【本適用指針案】

14. 原資産を使用する権利は、次の(1)及び(2)の要件のいずれも満たす場合、独立したリースを構成する部分である。
- (1) 当該原資産の使用から単独で借手が経済的利益を得ることができること、又は、当該原資産と借手が容易に利用できる他の資源を組み合わせることで借手が経済的利益を得ることができること
 - (2) 当該原資産の契約の中の他の原資産への依存性又は相互関連性が低いこと
20. 次の(1)又は(2)について、借手は会計基準第 31 項の定めにかかわらず、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる。なお、(2)については、①又は②のいずれかを選択できるものとし、選択した方法を首尾一貫して適用する。

- (1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース

ただし、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用し、リース契約に複数の単位の原資産が含まれる場合、当該契約に含まれる原資産の単位ごとに適用することができる。

- (2) 次の①又は②を満たすリース

- ① 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約 1 件当たりの借手のリース料が 300 万円以下のリース

この場合、1 つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができるものとする。

- ② 原資産の価値が新品時におよそ 5 千米ドル以下のリース

この場合、リース 1 件ごとにこの方法を適用するか否かを選択できるものとする。

40. 会計基準第 35 項における契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースとは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 契約上、契約に定められた期間（以下「契約期間」という。）終了後又は契約期間の途中で、原資産の所有権が借手に移転することとされているリース

- (2) 契約期間終了後又は契約期間の途中で、借手による購入オプションの行使が合理的に確実であるリース

- (3) 原資産が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたものであって、当該原資産の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース

BC20. 契約には、複数のリースを構成する部分が含まれる場合がある。この点、IFRS 第 16 号では、リースを含む契約が単一のリースを構成する部分を含むのか、あるいは複数のリースを構成する部分を含むのかの判定に関する定めが置かれている。企業会計基準適用指針第 16 号においては、リースの会計単位に関する定めがない中で実務上の判断が行われていたと考えられるものの、本適用指針の審議の過程で次のような意見が聞かれ、独立したリースの構成部分の判定に関する定めを IFRS 第 16 号の主要な定めとして本適用指針に取り入れることとした（本適用指針第 14 項参照）。

- (1) 貸手が機器とソフトウェアのリースを同時に行う場合、すなわち、機器のリースと知的財産のライセンスの付与を同時に行う場合の会計単位の判断が困難である。

- (2) 少額リースに関する簡便的な取扱いにおいて、「原資産の価値が新品時におよそ 5 千米ドル以下のリース」の簡便的な取扱いを選択するときの「リース 1 件ごと」の判断（本適用指針第 20 項(2)②参照）が不明瞭である。

なお、IFRS 第 16 号では、当該独立したリースの構成部分の定めは、履行義務の識別に関する IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の要求事項と同様の要求事項を IFRS 第 16 号に含めたものであるとされている。本適用指針における独立したリースの構成部分の定めは、収益認識会計基準第 34 項における定めと整合的なものである。

BC35. 企業会計基準適用指針第 16 号における 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いを適用している企業においては、これを継続することを認めることにより、追加的な負担を減らすことができると考えられる。一方、IFRS 任意適用企業においては、IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いを認めることにより、「IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す」方針と整合することになると考えられる。前項のとおり、これらの簡便的な取扱いについては優劣がつけがたいと考えられることから、いずれかを会計方針の選択として認めることとした（本適用指針第 20 項(2)参照）。

以 上